

この法律案は、昭和二十九年に制定された開税定率法の一部を改正する法律の附則の規定による開税の暫定の減免措置につきまして、原子力研究用の物品を新たに免税品に追加するとともに、従来免税されていた物品の一部について軽減税率により課税することとし、その他昭和三十一年三月三十一日に減免の期限が到来するものについて、その期限を延長すること等を目的とするものであります。

以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず、原子力の研究につきましては、その必要性にかんがみ、国が特定の研究に対して補助金を交付することになっております事情等を考慮いたしまして、政令で定める原子力の研究の用に供される物品に対しましては、開税を免除することとしているのであります。

次に、給食用の乾燥脱脂ミルクにつきましては、従来、小学校もしくは盲学校等の小学校または保育所の児童の給食の用に供されるものに限り開税を免除してゐるものでありますが、別途御審議を願う予定であります学校給食法の改正におきましては、学校給食の範囲を中学校及び盲学校等の中学校にまで拡大することになっておりますので、これに伴って、これらの中学校等の生徒の給食の用に供されるものについても、開税を免除することとしてゐるのであります。

また、主として輸出向けの繊維製品の染色用として使用されるビグメント・レゾン・カラーペース及びそのエキстенダーにつきましては、従来開税を免除してゐたのでありますが、最

近輸入品とはほぼ同品質のものの国内生産が可能となつてきた事情にかんがみ、国内生産の保護育成と輸出産業の助長との調和を考へまして、この際基本税率の半額の税率による開税を課することとしてゐるのであります。

その他、昭和三十一年三月三十一日以前に減免の期限が切れる重要機械類等につきましては、最近の事情にかんがみまして、その免税または減税の期限を一年間延長することとしてゐるのであります。なお、このうち大豆につきましては、国産大豆との関係もありまして、別途昭和三十一年度における輸入方式の確定を待つて適宜の措置をとり得ることとするため、とありあらず、一年以内で政令で定める日まで免税を続けることができるようにしてゐるのであります。

以上が、この法律案を提出した理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願いいたします。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

引き続き質疑に入りまします。質疑は、両委員長協議によつて定めた順序によつてこれを許します。芳賀君。

○芳賀委員 ただいま説明のありました開税定率法の一部改正の問題につきましましては、この法案全体の御審議は、これは当然当該委員会である大蔵委員会で審議が尽されるものと思ひますが、私も農林水産委員会の関係といひましては、この開税定率法の一部改正によつて大きな影響のあるところの大豆を中心としての質問をしたいと思ひるのであります。

に対する特例措置は、本年の三月三十一日をもつて復活することになるのであります。また、提案の趣旨によりましますと、さらにこれを一カ年間延長するといふのが趣旨であるといふふうに考えられるわけでありまします。この大豆の開税の免除のさらに延長の問題につきましましては、実は昨年の国内における大豆の生産が豊作であつた関係もあり、もう一つは、三十一年度の輸入大豆の計画が例年に比へまして非常にその数量が計画の面に増加しておつたという二つの理由がありまして、国内産の大豆価格といふものは、平年次の価格に比へまして一俵について一千円以上の暴落を示しておつたわけでありまします。その当時当委員会におきましては、国内産の大豆の価格を維持するために、政府に対しまして最も適切な具体的な方策を確立すべきであるといふことをわれわれは要求したのであります。その応急対策の一つといひまして、昭和三十一年の四月一日からは大豆開税が復活して、一〇%の課税をすることになるもので、こういうような開税復活等により、国内の大豆価格に対する影響といふものは好転するであろうといふことは、しばしば政府当局が言明されたのであります。われわれといひましましては、当然四月一日からは一〇%の大豆に対する開税が賦課されるものという期待を持っておつたのであります。ところが、この法案によりましますと、さらに一カ年間の延長を行うということになつておるわけでありまします。それで、政府の昨年の暮れにおける方針とこの法律の内容とが大きな食い違いを示しておることは見のがすことができませんので、この点につきましまして、大

蔵当局並びに関係当局の具体的な説明をまずお願いしたいと思ひるのであります。

○山手政府委員 お示しのような経緯があつたようでありまします。大豆は、御承知のように、しょうゆとか、みそ等いろいろな方面の原料にもなりまして、そういう面からいひましますと、価格が下つて、国民生活になくはならない必需品であるといふものが好ましくだけ安く安定をしていくことが好ましいという議論にもなりまします。しかし、反対に、農民の立場から申しますと、大豆があまり下るといふことは農家経済にいろいろ悪影響もあるといふことで、お示しのようないろいろ御議論もあり、政府といひましてもいろいろ困つて、その取り扱いには慎重な態度で臨む必要があるといふ考え方できてゐるのでございまして、製油業者なんかは、むしろ外国の大豆をA方式によつても入れてもらいたいといふふうな議論などもございまして、もう少し研究した方がよろうといふことで、その輸入方式が確定するまでもうしばらく現状のように免税を続けるという態度でいつて、そのうちに適宜の措置を講じたい、こういう考えにいたしておるわけでございます。

○芳賀委員 私の尋ねてゐる点は、政府部内において、大豆開税に対する意見の不統一があるのではないかと、このことを指摘したのであります。それで、ただいま大蔵政務次官からはそのような答弁がありましたが、農林当局、通産当局等においても同様な見解でこれに同意されておるか、その点をしさいに御説明願ひたいと思ひます。

○山手政府委員 大豆の価格は、確かに下落をいたしておりまして、農村方面にも必ずしもいい影響を与えておらぬ面もあるといふことは、私もよく承知をいたしておりますが、いろいろ海外の大豆の価格も変動をいたしまし、大豆の輸入上のある程度の操作と申しますか、ある程度輸入量を制限したりなどする方法をとることによつて、できるだけ農家経済へは悪影響がいかないように、あるいは出回り期との関係を調節するような措置なども講ずるならば、まあまあある程度の目的は達するであろうといふふうなこともあわせ考えまして、さつき申し上げたような措置を今検討いたしておるわけでございます。

○安藤委員 ただいま芳賀君から質疑になつておる点について、関連してお尋ねしたいのであります。昨年の秋以来、大豆の値下りにつきましては、大豆生産地方の農民、ことには開拓農民のあの値下りによる困窮は非常なものでございまして、当時当農林委員会においても重要問題として取り上げ、これを二日間にわたつて審議いたしましたのであります。その審議の結果といひまして、農林当局は、あらゆる苦心をして辛うじて大豆の価格維持をいたしたわけでありまします。この間において農林当局がこの大豆価格を維持するために払つた苦心、そしてそのなした手段、方策、これらについて農林当局から詳細なる御説明をいただきたいと存じます。

昨年の十二月特別融資が行われて、なおかつ大豆が値上げせずして、その融資を受けた返還期間が迫つたにかかわらず、開拓農民はこれを返済するこ

とができないという現状にありまして、非常な焦慮の事実を示しております。しかもこの間、輸入の制限を言いました。その輸入の制限は、すでに割当がきまつて許可になつてしまつたのだからどうすることもできない、こういうことであつたわけでありまして、そういう点で、今お答えになりました山手大蔵政務次官のおっしゃる通りに、輸入等のことについて手かげんというふうなお話でございましたが、そのことについては、すでにこの秋以来のできごとにおいてみごと失敗して、あの苦杯をなめてゐるのです。これらの点を明らかにするためには、昨秋以来農林当局が払つてこられた政治的かつ事務的処置について、詳細漏れなくここに御報告下さることが、この大豆輸入についての将来における方策を生み出すために最もよき審議材料となると存じますので、この点特に政務次官並びに官房長から御報告願ひたいと存じます。

○大石(武)政府委員 昨年の秋に大豆が暴落いたしました。われわれ農林当局でも皆様とともに非常な苦心をして、何とかして暴落を正常な価格に直したいと念願して努力して参つたのでございます。その一端をいたしまして、ただいまお述べになりましたように、ことに開拓者農民に對しまして融資をして、売り急ぎをしないようにさせるというふうな処置も講じましたし、ある程度割当の計画を発表しました輸入の大豆を、一際これを押えるようにし、あるいは食糧として輸入する大豆を、飼料の方に回すというふうな方法をとりまして、いろいろ努力をいたしたわけでありまして、なお詳しいことは

事務当局からお答えいたさせていただきますが、そのような方策を講じさせましたし、その他いろいろ必要な要件が合ひまして、ようやく現在の三千円台に押えることができたわけでありまして、今後とも、われわれはこの大豆の価格が生産者の赤字にならないようにということを目途として、同時に消費者のこともあわせて考えまして、十分な正しい値段にまで持つて行きたいと思つておるわけでありまして、これにはいろいろと考へておるわけでありまして、とりあえず関税をかけるということ、今の方式ではそう妥当ではないと思つたので、われわれは当分は関税をかけないようにならうと思つておる次第であります。なお詳しいことにつきましては、官房長よりお答えいたさせます。

○谷垣政府委員 昨年の秋から暮れにかけては、国内産大豆が非常に暴落をいたしました。農林省といたしましてはその対策をいたしまして、未発表分の外貨割当の大豆に對しましては、これをたな上げいたしました。保留いたしました。そういう措置をとつたわけでありまして、それから既に割当済みになつておりました輸入業者割当の大豆で、まだ未到着の分の中から、その一部を飼料用の大豆にいたしまして、食管で買ひ上げをいたしまして市場から隔離いたしました。そのように考へて、その措置をとつたわけでありまして、これは、関係商社をそれぞれ個別に、数十社にわたりまして、私たち食管当局を中心にあつた交渉をいたしたわけでございますが、これは、残念ながらすでに食いつなぎ等の事情がありまして、さらに商取引の関係等々から、とうとう当初の私たちの考へ方が実現

するに至りませんでした。これは非常に残念でございますが、そのような状況であつたわけでありまして、それからなお、輸入いたしました大豆が外貨割当の際の条件にいたしておりまうところの需要者の方に渡らない、つまりその間に横流し等の実情があつては市場を攪乱すると思つたので、それを厳重に監視いたしたいと思ひまして、それぞれ関係の通産当局とも相談をいたしました。農林省といたしましては、それぞれそのところに厳重な通牒を出し注意をいたしました。さらには全国の食糧事務所等に対しまして、これが監視をいたさせるようにいたしましたわけでありまして、それからなお開拓者に対しましては、融資をいたしましてその場の危急の状況を何とか措置いたしたい、かように考へまして、それぞれ融資をいたして参つたのであります。それからなおその後の状況におきましても、開拓者の方といたしまして、開拓者の協同組合が手持ちにいたしておりました大豆を何とか売り払いたいという希望が強くありましたが、当時の市況が梗塞をいたしておりましたので、なかなか思うようにならなかつたのであります。それに乗じて、地元におきまう買いたたき等がかなり横行いたしました。開拓者といつても非常に割安な値段でたかかれておつたやうな状況でございます。それで、それぞれ実需者であります東京におきまう大きな団体等に話をいたしまして、開拓者の組合が手持ちにいたしておりました数量を売りつなぎをして、それらのところに売却ができればまうようにあつせんをいたしました。当時開拓者の協同組合

の持つておりました大豆が二万四、五千俵あつたかと思ひますが、それらをみそ、あるいはとうふ等の実需団体の方に販売いたすあつせんが大体成功いたしました。現在その手持ちは大体はけたやうな状況に相なつてゐる次第でございます。そのやうな状況で現在まで推移しておるわけでありまして、○芳賀委員 そこでお尋ねしたい点は、先ほどの大蔵政務次官の説明によると、大豆に對して輸入関税をかける場合には、これが国民生活を及ぼしてはならぬからしてさらに延長する、そういうやうな趣旨だつたと思つたので、ところが輸入大豆の価格の趨勢は、ここ三、四年くわいを通じて非常に低落しておるわけですから、値段が下つておる。それにもかかわらず、国内における大豆を原料とするあるいは油、あるいはみそ、しょうゆとか、そういう製品は値下りを示してゐない。国内産の大豆も、昨年は価格が非常に暴落しておるにもかかわらず、その原料を使つて製品化してゐる製品、特に国民生活の上において不可欠なこれらの製品は値下りを示してゐない。こういうやうな傾向の中において、さらに保護する意味において関税の賦課を一年間延長するといふことは、これはどの層を対象にして関税を引き下げなければならぬか。そうすると、国民生活じゃないのですよ、特定の輸入業者とか、これに關連する業者に對してさらに大きな利益を提供するために、この関税の賦課をさらに一年間延長する、そういうことに尽きておるのです。だから私は、そこに問題があると思ふ。あなたのような論法でいくと、たとえば砂糖

に對しても関税をかけない、あるいは外国から輸入するところの麦類等に対してもそこから食管において差益を取らないといふことにして、国民生活に寄与するやうな方策をとらなければならぬことにはなるはずなのです。ところが砂糖の場合においても、今度は、砂糖関税の引き上げの形で差益金の吸収はやめたやうであります。関税をさらに引き上げることによつて、砂糖輸入によつて国家財政にそれを相当吸ひ上げるという計画を立てておる。あるいは外麦の輸入等に対しても、輸入価格は非常に下つておるわけでありまして、けれども、そこから食管会計の中における操作として、外麦から相当の差益を吸ひ上げて、そうして食管会計の採算のバランスをとるという思想の上に立つておるんじゃないか。ところがひとり大豆のみは、これは関税をかけた場合においては、国民生活に悪い影響があるからしてさらに延長するのだ、理由が明確に立たぬじゃないですか。しかもこのことは、何ら国民生活に對しても好影響をもたらさぬし、もう一つは、国内の大豆生産者に對しましても非常に悪い影響を及ぼしておる、こういう点があるわけですから、それで政府といたしまして、おそらく三十一年度の予算を編成される当初においては、大豆に關税を賦課するといふことを計画されて、この面からおおよそ二十億程度の収入を見積つておつた私は記憶しておるわけですから、それが、どういふ理由で大豆に對して関税をかけないといふことになつたか、その内容の経緯というものが示されてゐないのです。ですから、その内容についてもう少し具体的に率直な説明が必要でないかと

の持つておりました大豆が二万四、五千俵あつたかと思ひますが、それらをみそ、あるいはとうふ等の実需団体の方に販売いたすあつせんが大体成功いたしました。現在その手持ちは大体はけたやうな状況に相なつてゐる次第でございます。そのやうな状況で現在まで推移しておるわけでありまして、○芳賀委員 そこでお尋ねしたい点は、先ほどの大蔵政務次官の説明によると、大豆に對して輸入関税をかける場合には、これが国民生活を及ぼしてはならぬからしてさらに延長する、そういうやうな趣旨だつたと思つたので、ところが輸入大豆の価格の趨勢は、ここ三、四年くわいを通じて非常に低落しておるわけですから、値段が下つておる。それにもかかわらず、国内における大豆を原料とするあるいは油、あるいはみそ、しょうゆとか、そういう製品は値下りを示してゐない。国内産の大豆も、昨年は価格が非常に暴落しておるにもかかわらず、その原料を使つて製品化してゐる製品、特に国民生活の上において不可欠なこれらの製品は値下りを示してゐない。こういうやうな傾向の中において、さらに保護する意味において関税の賦課を一年間延長するといふことは、これはどの層を対象にして関税を引き下げなければならぬか。そうすると、国民生活じゃないのですよ、特定の輸入業者とか、これに關連する業者に對してさらに大きな利益を提供するために、この関税の賦課をさらに一年間延長する、そういうことに尽きておるのです。だから私は、そこに問題があると思ふ。あなたのような論法でいくと、たとえば砂糖

思うわけですが、いかがですか。

○山手政府委員 先ほど申し上げましたのは、ただみそ、しょうゆなどの価格が騰貴するという理由だけでどうかという点ではないのでありまして、みそ、しょうゆ等につきましても、そのほかの原因、たとえば言えは塩などが相当売り渡し価格も上ったというふうな点などもあって、いろいろ価格の構成についての問題はあろうと思ひますが、そういう関係の業者の皆さんは、私がさき申し上げましたように、国内価格の安いところに安定をすることをむしろ好むということ、さつき言ったようなことを希望するであります。むしろA.A.制で入れてもきまして、できるだけ安くということ、考える面もありましようし、いろいろ問題もあるものでありますから、どの業者をどうしようということではなくて、もう少し検討をしようということ、もう少し据え置きの態度をとったわけでございます。一年以内で、政令で定める日まで免税をするということ、ございまして、よく検討をいたして御期待に沿うようにしたいと思います。

○芳賀委員 その点が不明朗なものです。たとえば、さらに一カ年間延長するというのはならばわかる、延長して置いて、今度は政令の定むるところに従つて、その期間内にいつ復活させるかわからぬ、そういうことを大豆にだけ適用されておる、そこに必ずからくりがある。そうじゃないですか。今次官が肯定されたように、関税をかけることを一番希望しているのは業者であります。そうじゃないですか。ですから業者の要請にのみとたえて、むしろ国民生活に対しては、これを名目には利用しておるけれども、実際の腹は、やはり業者とのくされ縁の上に立つて、ではもう一年延ばそうじゃないかということにおきめになったのが政府の態度であると、われわれは推測しておる。これは的はずれはないと思うが、どうですか。

○山手政府委員 大蔵省側としましては、関税をとることも一応検討したことは事実でございますが、輸入方式につきましても、農林省側の方がどういふ方式をとるかということもまだ未決定、間に合わないというふうな事情もありましたために、こういうふうな決定をした次第であります。

○芳賀委員 では農林政務次官にお尋ねしますが、これは、実は各大臣が出席されて答弁の衝に當るべきだと思ひますが、出席がないので大石次官にお尋ねします。先ほど大石さんは、去年は大豆関税をかくべきである、かけなければならぬというふうな考えでおった、今の段階では、これはかける必要がないという結論が出てきたというところをあなたは言うておられたのですが、ほんとうにあなたはそう思つておられるのですか。農林政務次官として確信あつて言つておられるのか、だれかに知恵でもつけられて、何の確信もなく言つておられるのか。あなたの昨年の答弁と非常に食い違いがあるわけですね。これは軽視することのできない発言ですから、もう一回慎重に考え直して答弁願ひたい。

えは滞貨融資をせいか、あるいは関税をかけるのか、あるいは輸入をもつと減らせとか、あるいは中には、保税倉庫に入れてしばらくの間売り渡しを延ばしたらよろう、いろいろな御意見がありました。その節われわれも、一々もつともな御意見でございまして、それを十分検討いたしました。そのときは支持価格をきめようというお話がございまして、もつともな御意見が非常に多かったので、われわれはそれを参考にして何らかの方策をきめたいとお考へておたわけでございます。その際私どもは、別に来年から関税をかけますということも申し上げた覚えはございせん。御記憶違いじゃないかと思うのでございまして。でありますから、そういうことは一応調べてみますけれども、関税をかけるということとは申し上げなかつたと思ひます。ただいま大蔵政務次官にお尋ねがございまして、去年は非常に大豆の豊作でございまして、輸入も、輸入計画より上回つた輸入があつたわけでございます。それにもかかわらず、大豆の値段は非常に暴落しましたが、おっしゃる通りに油であるとか、豆かすであるとか、とうふであるとか、その他いろいろの小売価格はほとんど下らないということである。これは明らかに国内の大豆の供給が多過ぎて大豆が暴落したのではなくて、何かほかの要因が加つて大豆の値段が暴落したのではないかと考へられるのでございまして。もし国内の大豆の供給が余つて暴落したものであれば、とうふの値段でも油の値段でも必ず下るはずでございます。それがなかつたところを見ると、単に供給が多かつたというの

ではなくて、むしろ何かほかの——いゝる重要な要素がございまいしょうけれども、たとえば取引の関係とか、投機の関係とか、いろいろなことがございまいしょうが、そういうことが土台になつて大豆の暴落を来したのだらうと思ふのでございまして。従ひまして、そういうことを突きとめて、そういう問題を解決していくことが、大豆の価格の一番大きな問題だらうと考へております。去年でさえ、あのようによい豊作で大豆が大量輸入されても、消費者に對する価格は下らないのでありますから、今ここに関税をかければなおのこと、私は、飼料にしてもあるいは油にしても、消費者に對する値段がはね上つて、国民大衆のいろいろな負担を重くすることが多かつたと思へられます。従ひまして、われわれは何らかの方式を考へなければなりません。その方式ができ上りますまでは、やはり一応このような措置をとつていただくことが一番妥当な方法であらうと考へる次第であります。

○芳賀委員 大石さん、そうじゃないのですよ。昨年の農林委員会における御答弁は、そうじゃないのです。大豆の価格維持をする当分の緊急対策としては、まず滞貨融資を行う、それから下期の割当分に対しては、まだ入荷してない分に対しては割当を中止する、そういう措置をとるといふ点と、それから輸入分に対しては、食費會計の飼料用に二万四千トン振り向けるという点、それとあわせて、四月一日からは関税が当然復活することになるので、そういうことによつて相当価格支持が行われると思ふというところ、あなたは政府を代表して答弁されておる

わけです。これらのことは、当然政府の責任において実行しなければならぬことなんです。当時さらに問題になつた点は、農産物価格安定法の対象品名に大豆を指定して、そして最低の価格支持を國の責任をもつて請うべきである、こういう点ももちろん審議されたわけですね。ところが、大豆を農産物価格安定法の中に指定することに對しては、農林當局、特に河野農林大臣一人が反對しておたわけですね。与党の諸君は、これは一日も早くやらなければならぬということ唱えておたわけですが、河野農林大臣だけの反對であつて、それに押しつづされてしまつて、今日においても、まだ安定法の中に大豆を入れることができないほど無力な状態にあるというのが現実であります。ですから、当然可能なことはやれるのじゃないですか。当然四月一日から関税がかかるようになるし、その分は当然國の収入になるのです。業者の利益になるのじゃない。國の財政面にそれだけ収入がふえるわけですね。その収入をもつて、さらに国民生活の安定とか、國內における農民のために必要な施策を講ずるとすれば、それをさらにまた支出に向ければいんじやないですか。あなたが今言われた通り、これは國內における需給関係だけの原因によつて製品が値下りしておるのではない。そういうことを今言つたでしよう。すると、そのほかの原因があるということをおあなたは知つておるわけですね。その原因というものは、これは政府の責任において解決しなければならぬ原因であるというふうに考へるわけですね。その大きな原因の一つは、当然大豆の輸入

○大石(武)政府委員 お答えいたします。昨年の大豆の暴落の際に、農林水産委員会においてもいろいろ議論、御意見がございました。その節は、たと

えは滞貨融資をせいか、あるいは関税をかけるのか、あるいは輸入をもつと減らせとか、あるいは中には、保税倉庫に入れてしばらくの間売り渡しを延ばしたらよろう、いろいろな御意見がありました。その節われわれも、一々もつともな御意見でございまして、それを十分検討いたしました。そのときは支持価格をきめようというお話がございまして、もつともな御意見が非常に多かったので、われわれはそれを参考にして何らかの方策をきめたいとお考へておたわけでございます。その際私どもは、別に来年から関税をかけますということも申し上げた覚えはございせん。御記憶違いじゃないかと思うのでございまして。でありますから、そういうことは一応調べてみますけれども、関税をかけるということとは申し上げなかつたと思ひます。ただいま大蔵政務次官にお尋ねがございまして、去年は非常に大豆の豊作でございまして、輸入も、輸入計画より上回つた輸入があつたわけでございます。それにもかかわらず、大豆の値段は非常に暴落しましたが、おっしゃる通りに油であるとか、豆かすであるとか、とうふであるとか、その他いろいろの小売価格はほとんど下らないということである。これは明らかに国内の大豆の供給が多過ぎて大豆が暴落したのではなくて、何かほかの要因が加つて大豆の値段が暴落したのではないかと考へられるのでございまして。もし国内の大豆の供給が余つて暴落したものであれば、とうふの値段でも油の値段でも必ず下るはずでございます。それがなかつたところを見ると、単に供給が多かつたというの

ではなくて、むしろ何かほかの——いゝる重要な要素がございまいしょうけれども、たとえば取引の関係とか、投機の関係とか、いろいろなことがございまいしょうが、そういうことが土台になつて大豆の暴落を来したのだらうと思ふのでございまして。従ひまして、そういうことを突きとめて、そういう問題を解決していくことが、大豆の価格の一番大きな問題だらうと考へております。去年でさえ、あのようによい豊作で大豆が大量輸入されても、消費者に對する価格は下らないのでありますから、今ここに関税をかければなおのこと、私は、飼料にしてもあるいは油にしても、消費者に對する値段がはね上つて、国民大衆のいろいろな負担を重くすることが多かつたと思へられます。従ひまして、われわれは何らかの方式を考へなければなりません。その方式ができ上りますまでは、やはり一応このような措置をとつていただくことが一番妥当な方法であらうと考へる次第であります。

○芳賀委員 大石さん、そうじゃないのですよ。昨年の農林委員会における御答弁は、そうじゃないのです。大豆の価格維持をする当分の緊急対策としては、まず滞貨融資を行う、それから下期の割当分に対しては、まだ入荷してない分に対しては割当を中止する、そういう措置をとるといふ点と、それから輸入分に対しては、食費會計の飼料用に二万四千トン振り向けるという点、それとあわせて、四月一日からは関税が当然復活することになるので、そういうことによつて相当価格支持が行われると思ふというところ、あなたは政府を代表して答弁されておる

わけです。これらのことは、当然政府の責任において実行しなければならぬことなんです。当時さらに問題になつた点は、農産物価格安定法の対象品名に大豆を指定して、そして最低の価格支持を國の責任をもつて請うべきである、こういう点ももちろん審議されたわけですね。ところが、大豆を農産物価格安定法の中に指定することに對しては、農林當局、特に河野農林大臣一人が反對しておたわけですね。与党の諸君は、これは一日も早くやらなければならぬということ唱えておたわけですが、河野農林大臣だけの反對であつて、それに押しつづされてしまつて、今日においても、まだ安定法の中に大豆を入れることができないほど無力な状態にあるというのが現実であります。ですから、当然可能なことはやれるのじゃないですか。当然四月一日から関税がかかるようになるし、その分は当然國の収入になるのです。業者の利益になるのじゃない。國の財政面にそれだけ収入がふえるわけですね。その収入をもつて、さらに国民生活の安定とか、國內における農民のために必要な施策を講ずるとすれば、それをさらにまた支出に向ければいんじやないですか。あなたが今言われた通り、これは國內における需給関係だけの原因によつて製品が値下りしておるのではない。そういうことを今言つたでしよう。すると、そのほかの原因があるということをおあなたは知つておるわけですね。その原因というものは、これは政府の責任において解決しなければならぬ原因であるというふうに考へるわけですね。その大きな原因の一つは、当然大豆の輸入

○大石(武)政府委員 お答えいたします。昨年の大豆の暴落の際に、農林水産委員会においてもいろいろ議論、御意見がございました。その節は、たと

えは滞貨融資をせいか、あるいは関税をかけるのか、あるいは輸入をもつと減らせとか、あるいは中には、保税倉庫に入れてしばらくの間売り渡しを延ばしたらよろう、いろいろな御意見がありました。その節われわれも、一々もつともな御意見でございまして、それを十分検討いたしました。そのときは支持価格をきめようというお話がございまして、もつともな御意見が非常に多かったので、われわれはそれを参考にして何らかの方策をきめたいとお考へておたわけでございます。その際私どもは、別に来年から関税をかけますということも申し上げた覚えはございせん。御記憶違いじゃないかと思うのでございまして。でありますから、そういうことは一応調べてみますけれども、関税をかけるということとは申し上げなかつたと思ひます。ただいま大蔵政務次官にお尋ねがございまして、去年は非常に大豆の豊作でございまして、輸入も、輸入計画より上回つた輸入があつたわけでございます。それにもかかわらず、大豆の値段は非常に暴落しましたが、おっしゃる通りに油であるとか、豆かすであるとか、とうふであるとか、その他いろいろの小売価格はほとんど下らないということである。これは明らかに国内の大豆の供給が多過ぎて大豆が暴落したのではなくて、何かほかの要因が加つて大豆の値段が暴落したのではないかと考へられるのでございまして。もし国内の大豆の供給が余つて暴落したものであれば、とうふの値段でも油の値段でも必ず下るはずでございます。それがなかつたところを見ると、単に供給が多かつたというの

○大石(武)政府委員 お答えいたします。昨年の大豆の暴落の際に、農林水産委員会においてもいろいろ議論、御意見がございました。その節は、たと

方式をもう少し明朗な、國民の納得の
できるような形に早期に是正しなけれ
ばならぬことだと思ふ。その点に
全然手を触れないという考え方はど
こにあるのですか。

○大石(武)政府委員 お答えいたしま
す。初めの方のいろいろな融資の問題
であるとか、あるいは食糧で買上げ
てこれを飼料の方に向けるとか、三つ
ばかりのことは確かに約束申し上げ
ましたが、四月から関税をかけるとい
うことは、確かに約束してないとい
は信じております。なおこれは、い
れ官房長なり食糧庁長官なりから、そ
のことがあったか否かをお答えさ
せて下さると思ひますが、そのこと
はなかつたと思ひます。

なお価格安定法に入れますと、支持
価格をきめるということ、これも考
えらるることです。確かに芳賀
さん御熱心で、われわれと芳賀の中
にもこの御意見の方がございま
した。しかし農林大臣を初め農林
省当局におきましては、大体において、
これはいまだ検討しなければなら
ぬ、なぜかと申しますと、むしろ国内
産の出回りの少い大豆を安定法に入れ
て支持価格をきめるといふことは、妥
当であるかどうかというところも検討し
なければならぬし、また支持価格をど
の辺にきめるかということも非常にむ
ずかしい問題でございします。従いまし
て、これを慎重に考慮しなければなら
ぬので、これは今すぐに御返事申し上
げることはできなかったわけでありま
す。そんな程度でやつて参つたのであ
りますが、そんなわけで、関税をかけ
るということ、確かに御説のように
政府の収入になりますから、一つは

けつこうなことを思ひますけれども、
一面において、輸入大豆の国内におけ
る値段が値上りすることは確かだと思
ひます。そうすれば、おのずから油か
すも上つて参りますし、飼料も高
くなりまして、農民に悪影響を与える
ことも確かであります。その利害得失
を十分に検討しなければならぬ。やは
り簡単に方式はきめられないと思ひ
ますので、われわれは、目下鋭意ど
のような輸入方式がよろしいか、どの
ような管理方式がよろしいかというこ
とを研究中でございします。このよう
なわけでございしますので、御了承願
ひたいと思ひます。

○芳賀委員 それは詭弁に類するの
です。どうやればいかというところは、
あなた方は結論を持ておると思ふ。
それをやれないだけなんです。たとえ
ば、昨年当委員会において、大豆の価
格問題が論議されておつた当時、安定
法に入れるとか、四月一日からは当然
関税がかかるかというところが論
議されておつた当時、業界はどうい
うような態度を示したかということ
です。業者はあつて、もし関税が四月一
日からかかるような場合においては、
当然輸入方式をA方式にしなければい
けないとか、価格支持問題に対して反
対の態度を示し、猛烈な運動を展開し
たことはあなたも御承知の通りなん
です。こういうような一連の動きとこれ
を関連して考えた場合において、政府
は、当然輸入大豆の輸入方式をもう少
し合理的に適正に改めなければならぬ
という考えを持ちながら、あえてそれ
を行えないという点は、やはり今まで
のそういう特定の業者との関係を断ち
切ることができないために苦慮してお

るというふうなわれわれは判断してお
るわけなんです。それをいつまでもちゅう
ちよしておる場合には、今後国内にお
ける大豆の生産に対する期待とか、大
豆の生産によつて農業経営をささえて
おる多くの農民諸君の不安というもの
は、いつまでもたつても解消すること
はできないのです。そういう場合にお
いては、農林当局があなたの説明いたし
たような態度であつた場合には、われ
われは期待を寄せることは全然できな
いわけなんです。農林省は、当然農業政策の
上に立つて、国内の農民に対して一つ
の安定を与えるというところを中心にし
て、しかもそのことが国民生活全体に
対しても寄与するということの方策を
はつきり確立しなければならぬと思ふ
わけなんです。今の段階では、輸入価格
が昨年一昨年に比べて非常に低落して
おるわけなんです。ですからたとえ一〇%
の関税をかけても、過去の輸入価格と
それを対比した場合においては、それ
が国内における原料高ということには
全然ならないわけなんです。そういう
点に疑点があるとするならば、通商当
局からも出席しておると思ひます。か
ら、過去三カ年を通じての輸入価格の
変動等に対して、数字をあげてここ
で一応の御説明を願ひたいと思ふんです。

○板垣政府委員 急に言われましたの
で、ここ三年の価格などの資料を持
ち合せておられますので、はなはだ恐縮
でございしますが、農林省からお答え申
し上げます。

○清井政府委員 ただいまお示しのあ
りました点につきまして、ごく概略で
ございしますが、傾向について申し上げ
てみたいと思ひます。輸入価格、こと
に大豆の輸入価格につきましては、過

去において相当の波動と申しますか、
波を描いたものでありますけれども、大
体の傾向をいたしましては、これが逐
次漸落の傾向にあるということは御
承知の通りであります。特に一番高
かつたのが二十九年度の四月でござい
まして、六十キロ当りの価格が三千三
百円、それが五月、六月になりまして急
に二千四百円まで下りました。それ
からまたすぐ翌月は二千八百円まで
値上りいたしまして、自後二十七、八
百円をずっと継続いたしまして三十年
に至つたのであります。三十年になり
ましてからは、一月以後逐次低落をい
たしております。三十年の一月が六
十キロ当り二千八百円程度の値段であ
りましたものが、三十年の後半、すな
わち昨年の秋ごろにかけましては二千
五百円の程度を維持しまして、た
だいま二千五百、六百円の間に維持して
おるような状況であります。すなわち漸落
の傾向にある。二十九年度の三月ごろに
非常に上り、また翌年一時下つたとい
うような非常な変動を示したけれど
も、その後は逐次低落の状況にある、
こういうふうなことになるのであり
ます。先ほど御指摘がありました
外国産大豆の値段は、そういう傾向で
ございしますが、しからば外国産大豆に
よつて生産されるもの、主として大豆
油、大豆かすというものの値段がど
うなつておるかということが、御指摘の
一つの問題点であるわけであり
ます。特に先ほど来御指摘がありました点で
あります。大豆油の値段及び大豆か
すの値段も、これまた同様に非常な値
下りを突は示しておるわけでありま
す。試みに数字を申し上げてみますと、
大豆油の値段は、これは日銀調査の三

十年一月の大豆油の卸価格でありま
す。十六・五キロの単位であります。一
月、二月と三千五百円、それがずつと
下りまして、五月になりまして三千二
百円、それから四、五カ月置きまして
昨年の九月に三千五百円、それから
十月に三千円ちょっと、それから十一
月に二千九百円、それから最近になり
まして二千八百五十円というふう
に、大豆油の値段は急激に下つておるよ
うな状況になつておるのであります。そ
れから大豆かすでございますが、大豆
かすの値段もまた同様でございます。し
て、これは十貫目の卸価格、日銀調査
であります。これが三十年一月が千
八百円でありましたものが、これまた
漸落の傾向を示しまして、昨年の五月
には千五百五十円程度、それから昨年
の九月が千五百円、昨年の十一月が千
四百円、たまたまの千四百円を大体
維持して、こういうふうな状況で
ございまして、国産大豆も値下りいた
しましたけれども、それによつて生産
される大豆油及び大豆かすの
値段も、たまたま申し上げたような非
常な下落の傾向を示しているものであ
ります。なお御参考のために申し上げま
すが、一方また大豆としての、主とし
て国内産及び中共同産大豆が用途に充て
られますところのみ、しょうゆ、とうふ
等の値段を申し上げてみます。みそと
とうふは、大体持ち合ひの価格を示し
ておるのであります。みそにつきまし
ては、十貫目大体二千二百円から三百
円、二千三百円程度をずっと持ち
合つております。最近ちょっと五十円
ばかり下つておりますが、大体二千円
ぐらゐにずっと持ち合つております。
しょうゆは一斗であります。一斗の

卸値段が千四百円にずっと持ち合つて、最近四、五カ月にそれが百円か二百円下っている。とうふにつきましては、消費者の値段でございしますが、百匁二十円程度ですと持ち合つていゝる。実はこういうような状況になっておりますので、先ほど来御指摘のありました点、主として国産大豆の値下り、外国産大豆を原料とする製品の大豆油、大豆がすの値下り、こういうものが並行して下つていゝることを御了承願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 ただいまの食糧長官の説明によりまして、輸入価格が毎年のように低落していることは事実なのです。ですから、こういうような傾向をたどつており、しかも世界的に見た場合、農産物が過剰生産の傾向をたどつてゐるわけす。特に日本の場合、余剰農産物の圧迫に非常に大きな影響を受けてゐるわけす。そういう場合において、大豆だけを野放しに全然関税障壁も何も設けないで、過剰農産物の自由輸入のままにこれをまかしておくといふ政策は、とるべきでないと思ひます。たとへば今日六十キロ二千五百円ないし六百円としても、一〇%の関税をかけた場合においても二千八百円程度にしかならぬわけす。そういうたしにしても、二十九年度よりもまだ下回つてゐるということになるのです。その点からみて、今日大豆関税をかけた場合、これが原料高という形になつて国民生活に対する負担が増大するといふ現象は現われてこないのではなかつたかといふふうに考へるわけす。

○山手政府委員 先ほど来のいろいろ御指摘の点等もございしますし、輸入方式そのほかいろいろの面をよく関係各省とも検討をいたしてみたいと思ひます。法案の關係もございしますし、一年以内で政令の定める日まで免税をする、こういう法案のままに御審議を願ひ、通していただきたい。その今後の処置につきましては、よく関係各省と協議をいたしまして善処したいと思ひます。

も大きな作用をなす一石二鳥の役割を果すのでありますから、やはりこれは当然のこととして、四月一日からは延長をしないままに、大豆に対しては関税がかかるという措置を講ずるのが、政府の責任においても最善の策でないかと考へるのですが、そういうお考えはありませんか。

○山手政府委員 先ほど来のいろいろ御指摘の点等もございしますし、輸入方式そのほかいろいろの面をよく関係各省とも検討をいたしてみたいと思ひます。法案の關係もございしますし、一年以内で政令の定める日まで免税をする、こういう法案のままに御審議を願ひ、通していただきたい。その今後の処置につきましては、よく関係各省と協議をいたしまして善処したいと思ひます。

○芳賀委員 大蔵省は、従来税金もよけいとか関税もよけいとか、収入の面に対しては相当熱心に努力されてゐるのですが、この大豆に対してはばかに消極的になつて、これだけは遠慮したいといふのはどうなんですか。これは当然他の外麦あるいは砂糖の輸入方式と切り離して考へることはできないと思ひます。そういう全体の食糧關係の輸入品目との關連の中において、これは明確に検討する必要があると思ひますが、もし政務次官にはつきりした答弁ができないとすれば、後日大蔵大臣の出席を求めてこの点をただしてみたいと思ひますが、いかがですか。

○山手政府委員 ただ関税をかけるだけでは、内地大豆への決定的な好影響といふことにはならぬと私も思ひます。やはり数量そのほかいろいろの問題

をあわせ考へなければならぬと思ひます。従價一〇%という関税をかけるということになり、あるいはA A制度をすぐ採用していくといふうないろいろな事態が起きますと、それから起きます内地大豆への影響といふものは、果して農民にプラスであるかどうか、いろいろの問題があるのではなかつたか、私はこう思ひますので、よく検討をしたいといふこととございします。

○芳賀委員 ただいまA A制の問題が出たのですが、関税を賦課したから必ずしもA A制をとらなければならぬといふことじゃない、どうですか。業者は、関税をもしかける場合はやむを得ぬ、そのかわり、方式をA A制にしてもらなければならぬといふことを言つておることは、われわれも承知してゐるのですから、その点に板ばさみになつておるのじゃないですか。関税をかけた場合には、今度はA A制にしてやつて、さらに業者に利益を提供しなければならぬ。これもちょっと困るかといふのがお考えだと思ひます。そういうこととなく、むしろ一方積極的にこれを考へた場合においては、この食料大豆のごときは、やはりその重要度というものは麦類等に劣らないと思ひます。ですから、今日やっぱり食糧が輸入外麦は扱つておるのですから、麦と同じような方式、むしろ輸入大豆を食糧特別会計でこれを扱う、管理する、そういうこととまでこれを発展させれば、いろいろな複雑な問題はなくなる。そして食糧がこれを管理して、国内の価格との相關的な關連の上に立つてその払い下げ価格等をきめるといふこと

にすれば、一挙に問題は解決すると思ひますが、今の政府のお考えでは、そういうことをやることはなかなかできないと思ひます。せめて関税をかけるとか、あるいは国内の大豆に対しては価格安定法の対象にするとか、輸入計画に対しては、国内の生産と見合つたところのはつきりした輸入計画を立てて、それによつて運営していく、こういうことの程度しか今の政府に対してわれわれは期待を持つことはできないといふ判断の上に立つて言つておるわけす。ですから、これは可能の限界なんですよ。不可能をわれわれは言つておるのではないのです。今の鳩山内閣としてやれる程度のことを、われわれはなぜやれないかと言つておる。どうなんですか。

○大石(武)政府委員 お答えいたしませんが、どうも今はまだ御期待に沿ひ得ないで申しわけない次第でございします。ただ、芳賀さんもよく御存じの通り、大豆の増産をさせるということとか、あるいは支持価格をきめるといふこととか、あるいは関税をかけることとか、今言つたような食糧会計で価格をどうするかといふことは、個々ばらばらにできないこととございします。これを総合して初めてほんとうの効果があらはれるものでございします。これを総合した一貫した政策を行わなければ、ほんとうの意味はないのであります。そういうことでございまして、これはわれわれも単に支持価格をどうきめるとか、あるいは、関税をかけるとかといふことは、個々ばらばらの政策はとりたくないと思ひます。もっと一貫した増産を期待する、価格の面も十分にあらゆる方面から検討して総合的にや

るといふ方法を今考へてゐる次第でございまして、おっしゃる通りに、食糧会計においてすべてを買い入れまして、これを操作するといふ一つの方法も今考へております。あるいはA A制にして関税をかけるということもいろいろ考へております。このうちの徹底した、総合した一番いい政策をとりたといふ方針でございします。で、単に個々ばらばらに関税をかけるとか、あるいは安定をはかるといふばらばらの方針はとりたくないと思ひます。

なお、業者は左右されてゐるだらうというお話でございしますが、いろいろ私の方に業者の陳情が参りますが、さつぱりわからぬ。たとえば、A A制の検討をしておるということが新聞に出ておるが、あれは絶対反対であるといふ陳情がたくさん参りますが、何だかわけがわからなから、われわれはほんとうにその意見を正しく受け入れてまして判断いたします。業者に左右されるということとは絶対にないのてございまして、くれぐれも御了解願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 今の政務次官の説明ですが、そのばらばらに考へてゐるというのはあなたの方なんです。われわれは、これは全部統一した方策のもとにおさめてやらなければいかんといふことを、前々から指摘しておるのです。それをあなたの方でやらないんですよ。やらなないという原因がどこにあるかといふことを聞いてゐるのです。そういう農林省とか大蔵省とか通産当局の意見が不統一の場合においては、これはばらばらになるから、政府として一貫した方針をおきめになつて、そうしてこの大豆問題の解決をはかるべ

最近の私どもの一応試算をいたしました数字でございますが、大体大豆の輸入価格がだんだん下って参る、同時に問題は、この大豆によって生産される大豆油と、かすがまた下つてくるといふことになるのでありますから、大豆の輸入価格の値下りと、それから製

十年の上半期、すなわち昨年の上半期であります。昨年の上半期はシフ価格が百二十四ドル、すなわち前年の下期が百三十ドルでありましたが、昨年の上半期は百二十四ドルで、六ドル下った。そこで先ほど申し上げたような輸入諸掛りから加工賃等を引きま

十円ということになります。四万一千五百五十円というシフの円貨換算の価格で大豆を買いまして、それを製油いたしましたして、大豆と、油と、かすに分けて売却した収入と支出の差が千五百円ということになるのであります。そういうことで逐次下って参る傾向のあ

ル、百二十四ドルから百十五ドルというように平均して下つて参つたのであります。が、実は最近のアメリカの大豆の市況を調べてみますと、また少しずつ上りぎみになっておるのであります。たとえば最近アメリカから買ひました大豆の価格は、百十ドルから百十

豆を用いて製品化する場合においては製品の価格も下るのは当然のことなんです。これは決して好ましくない傾向ではないのですが、その結果として国内の農産物価格に対して大きな影響を与える事態が生ずるわけです。ですから、その調節をどうするかという明確

な施策が講ぜられなければ、今後外国からの輸入食糧等によって、日本の農業は根底から破壊されるような事態が必ず近く来るのです。ところが現在政府の施策の中には、そういう施策は全然確立されておらないわけです。ですから、こういう場合においては、やはり輸入農産物との間における安全弁の作用をするような機能をどうしても設けなければならぬわけです。ところが現在の大豆の輸入方式を見ると、そういう調整作用というものは少しも行われておらないわけです。だからわれわれは、この輸入農産物の値下り傾向を機会にして、これは原則として当然一〇%の関税をかけることに定率法もなっておりますので、もうそういう特例の措置を講ずる必要はないから、四月一日からは当然関税をかけてもいいのではないかと、この論議の上に立っておるわけです。それにもかかわらず、農林当局においてさえ、関税をかけることにちゅうちょされるようでありますが、しからばそれよりも大事な、農業生産を今後維持するための最低の農産物の価格維持に對してはどういう対策があるかという、何ら案を持っておらないわけです。ですから、もし関税をかけないというような場合においては、それに対応する国内の農産物の価格支持は、こういうような具体的な方策によってやるんだという明らかな施策をここに提示してもらいたい。これをやるから絶対心配はない、そして関税はかけないということであれば、まだわれわれは検討の余地がある。その方策があれば示してもらいたい。

○大石(武)政府委員 ただいま芳賀委員の仰せられましたことは、ごもっともでございます。われわれもそのように思っております。決して大豆を野放しにしておいて、そして国内の農民の一部を苦しめるということとはよくないと思ひます。何とかしてできるだけ早く手を打たなければならぬと思つております。その施策につきましても、関税をかけるということも確かに一つの方法だろつと思ひます。あるいは支持価格をきめることも一つの方法であります。いろいろの方法がございまして、けれども、それが考えましても、別に農林省だけが奇想天外の案を持っておるといふことはありません。皆さんが考えになつておることと同じであります。ただそれをどのように組み合わせるかというところに問題があると思ひます。われわれも早急に仰せの通り方策をきめたい、何とかして、農民が安心して増産に励めるような方策を考えておられますので、もう少しお待ちを願へれば、必ず御期待に沿ふような案ができると思ひます。

○芳賀委員 そういふことであれば、検討はするが、関税定率法の一部改正という中に大豆を入れる必要はない。まず関税をかけておいて、対策が出た場合において、また必要であれば特例を設けて税をかけないようにするということなら、まだ順序はいいのです。何らの具体案がでないで、たださらに延長するといふことは、けしからぬじゃないか、ですから、これをやるとすれば、はっきりした具体案を示さないといふのです。それがないなら、いいと言つたらいいじゃないですか。

○大石(武)政府委員 同じことを繰り返してはなはだ申しわけありませんが、誠意を持って検討中でございます。て、できるだけ早く成案を得て実施したい。ただこれにつきましても、今までは関税をかけるのでおつて急に関税をかけるということとは、やはりいろいろな波紋を投げると思ひます。従ひまして、幸ひに関税をかけるということにわれわれの案が決定すれば、ついででございますが、また別の方法をとるかもしれません。そのところは、今のままでもう少し見送りを願ひたい、こういうことでございします。

○芳賀委員 そういふような答弁に對しては、われわれは納得することができません。

もう一つ御注意申し上げたい点は、この大豆の関税の問題は、これから定率法の中へ入れてかけるということに決まらぬ。本則はかけることになつておるので、すけれども、特例を設けて、当分の間かけないようにするということでは、しばしば延長が行われた。去年の場合においても、六カ月延長するといふ措置が講ぜられたにすぎない。だから今の段階からいふと、当然そういう特例の措置をはずして、かかるべき時期に到達しておるということを一つお考え願ひたい。

もう一つは、これは砂糖あるいは小麦等の主要食糧に類する輸入品目と関連してこれを考えて、この方式を処理する必要があるといふことが一点。もう一つは、こういうような野放しの輸入方式の影響によつて、今日及び今後において、国内における畑地農業をやつておる農民、特に開拓者の諸君が中心であります。安心して営農ができません。不安な状態がここから生じてくるわけです。ことしの営農についても、また秋になつて、一生懸命に大豆を作つてよけいといつた場合には豊作貧乏になるに相違ない。しかし、ほかに転換する作物もないといふような不安な状態に農民を追い込むことになるわけです。

この三点を十分に考えた場合において、これは政府の責任において、当然四月一日から関税をかけるというのには賢明でもあるし正しいといふことで、繰り返して私たちは反省を求めておるわけなんです。これは、必ずわれわれの期待に沿うような修正が行われることを信じておるわけでありませんが、これ以上あなたの方と論争することは、所管大臣が来ない限りなかなか論議が尽きぬと思ひますので、今後適當の機会に大蔵大臣、農林大臣、通産大臣の出席を求めて、さらに明確にならぬ点に對しましては、審議をさせてもらいたいといふことを委員長に申し上げて一応これで打ち切つておきます。

○松原委員長 次に石野久男君。

○石野委員 ただいまの大豆の点について、ちょっとお聞きしたいのです。関税を免除するといふことは、理屈はどうあろうとも、結論としてはやはり輸入を増大することになるというところは、兩次官も認めたと思ひます。そしてその輸入を増大するといふことが、今畑作農家に対して非常に大きな脅威になつてゐる、もうすでに関税をかけたといふ時期にきてゐるのではなにかとわれわれは見ているわけです。そこで問題は、この関税をそれにもかかわらず免除するといふことについて、その間に介入する業者の方の關係と、もう一つは輸入する方の側の問題があると思ひます。それで、ただいまの御質問でいろいろな点は出てお

りますが、私のまず最初に聞きたいことは、今度大豆を輸入しているのは、主としてどの國からかといふことではありません。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。先ほどの問題でございしますが、われわれは別に輸入を増大するといふことは、特に考へておりません。国内需給状態を勘案いたしまして、その足りない場合には輸入をしますが、多い場合には制限します。われわれはそのような方法をとつております。

なお現在輸入いたしております大きな國々は、アメリカと中國であります。

○石野委員 国内の需給状況をよく見て輸入の問題は考へたいといふことについて、もう少し論議しようとするならば、先ほどの論議の上にまた重なる問題がたふさんあると思ひます。われわれは、もうすでに関税をかけていい段階にきてゐるといふふうに見てゐる。また農民自身も、輸入大豆によつて非常に大きな脅威を受けてゐることは、農林次官はよく知つてゐるはずで、農林次官はよく知つてゐるはずで、ですから、その問題について弁解されるということとは非常に解せない。そうすると、問題は結局業者と輸出する側、いわゆるアメリカと中國との問題にかかつてゐると思ひます。であります。私どもは、昨年の大豆の輸入につきましても、中國の大豆について相当問題があつたことを記憶しておるのですが、ことしの大豆については、通産省ないし農林省は、こういう免除税をした上でのいふ形でこれら兩國から入れようとしておるのかといふ点をちょっとお聞きしておきたい。

○大石(武)政府委員 詳しいことは食糧庁長官よりお答えいたさせます。

○清井政府委員 私から便宜お答え申しますが、中共並びにアメリカ、アメリカの方が数量は多いのでございすが、両国から大豆を大部分入れているというのには、ただいまお答え申し上げたところでありまして、昨年の下半期からグローバル形式によって輸入いたしておるのであります。そこで来年度におきましては、ただいまのところは、私どももいたしましてはグローバル形式を継続していきたいと考えているわけでありまして。

○石野委員 それはわかつています。だから、どの程度入れる見込みであるかということを開いているのです。

○清井政府委員 ただいまの総数量の御質問でございますが、総数量につきましては、ただいま部内並びに通産省と相談いたしておる最中でございまして、はっきり数量的な問題についてはお答えいたしかねるのであります。昨年度の総輸入量は、御承知のように六十四万トンでございますが、これは、主として総需要量のうち、国内でどのくらい供給があるかということを見まして、それを差し引いた数量でございます。従いまして、来年の需給数量につきましましては、実は年々油の消費がふえているので、その状況を見ながら、同時に国内大豆がどのくらい出回るであろうかということ、国内大豆の作況と見合せて輸入しなければならぬので、総数量については、今部内で検討いたしております中でございまして、ただいまのところはつきりした数量を申し上げかねる次第であります。

○石野委員 先ほど来問題にしておりますように、国内の大豆にどの程度の脅威を与えるかということが関税免除

をすることの当否の分れ道になってくるわけですね。われわれとしては、ことしの輸入はどのようなふうになってくるかということによって、日本農業者、特に畑作農家の諸君に脅威を与えないような状態であれば、問題はそう深刻に考えないでもいいと思ひます。しかし、事實は、そういう問題が非常にきびしいものになってくると見るから、私は、今免税をこのまま続けていくのはよくないという考え方を持っております。だから政府としては、この問題を提案する以上は、当然ことし輸入大豆がどの程度であるかということと明確にここで示してもらわなければ、われわれとしてはそれに対する考え方がきまらないうえ、資料があるはずですから言つて下さい。

○清井政府委員 御質問の点は、来年の総輸入額のことかと思ひますが、ただいま申し上げた通り、今検討いたしておるのであります。はっきりした数字につきましては、全然まだ触れておらないのであります。ただいま申し上げた通り、油の総需要量から必要な大豆を算出いたしまして、国内大豆の生産出回りを見てから輸入する、こういう考え方をしております。ただいま部内で相談いたしておるのであります。来年度の総輸入必要量については、決定いたしてございせんので、しばらく御猶予いただきたいと思います。

○石野委員 関税を免除するということは、結論としては、どういう理屈があるかとも、とにかく大豆の輸入を容易にするということであると思われるが、これは考えますか、その点はどうか。

○清井政府委員 ただいまの御質問の点でございますが、御承知のように、ただいま輸入のワックを外貨で押えております。ことしは、御承知のように六十五万トンと輸入ワックで押えておりますが、関税をとらないから輸入総数量がふえるというところには、すぐにはならないと私は思ふのであります。総数量は、これはA.A.制ではございせんので、年間これだけしか輸入は認めないということを押えるわけでありまして、各半期別に関係諸国と相談いたしまして、国内生産の出回りに影響がないようにやっておりますのでありますから、関税と輸入総数と直接関係はないというように考えております。

○石野委員 そこで問題になってくるのは、外貨割当の問題です。三十一年度予算の中には、外貨割当については相当の計画を持っていますはずだと思ひますが、その外貨割当をはつきり示していただきたいと思います。

○板垣政府委員 ただいま政府委員よりお答えいたしましたように、三十一年度の外貨予算の計画につきましては、これはから物資別に検討する段階でありまして、ただいま御指摘の大豆につきましましては、どれくらい外貨を割当するか、従つてどれくらい外貨を割り当てるかは、一つ農林省と検討いたしましてこれからきめる段階であります。今のところ、まだ全然数字の大ワックもきまらないうえであります。

○石野委員 外貨割当もまだきまらないうえ。そこで昨年われわれの見解では、もうことしは関税を免除しなくてもいいという考え方をしているにもかかわらず、政府がどうしても関税の免除をやらなければならぬという点については、大豆の輸入はどうしても必要なんだという考え方があつたかと思ふ。

いまだ輸入のワックを外貨で押えております。ことしは、御承知のように六十五万トンと輸入ワックで押えておりますが、関税をとらないから輸入総数量がふえるというところには、すぐにはならないと私は思ふのであります。総数量は、これはA.A.制ではございせんので、年間これだけしか輸入は認めないということを押えるわけでありまして、各半期別に関係諸国と相談いたしまして、国内生産の出回りに影響がないようにやっておりますのでありますから、関税と輸入総数と直接関係はないというように考えております。

○石野委員 そこで問題になってくるのは、外貨割当の問題です。三十一年度予算の中には、外貨割当については相当の計画を持っていますはずだと思ひますが、その外貨割当をはつきり示していただきたいと思います。

○板垣政府委員 ただいま政府委員よりお答えいたしましたように、三十一年度の外貨予算の計画につきましては、これはから物資別に検討する段階でありまして、ただいま御指摘の大豆につきましましては、どれくらい外貨を割当するか、従つてどれくらい外貨を割り当てるかは、一つ農林省と検討いたしましてこれからきめる段階であります。今のところ、まだ全然数字の大ワックもきまらないうえであります。

○石野委員 外貨割当もまだきまらないうえ。そこで昨年われわれの見解では、もうことしは関税を免除しなくてもいいという考え方をしているにもかかわらず、政府がどうしても関税の免除をやらなければならぬという点については、大豆の輸入はどうしても必要なんだという考え方があつたかと思ふ。

○清井政府委員 たゞたびの御質問でございますが、ただいま明確に数字はきまらないうえ、ただやみくもということではございせん。これはむろん過去の実績が基礎になるのであります。三十一年度の油の総需要量を推定し、それに基いて大豆の消費量を算定いたし、国内の出回りを見て、そこで不足分を入れるということになつておるわけですね。全然けつたはずの数字にはならないのであります。ただいま検討中でありまして、その点については、まだ何も申し上げられないのであります。

○石野委員 これは予算審議上、またこの法律案を審議する上において非常に重大な点です。われわれは、検討中だということをここでたびたび聞いても仕方がないので、それでは早急に政府の資料をもらいたい。

○清井政府委員 その点につきましては、ただいま検討いたしておるのであります。御承知通り、昨年度の油の需要量を推定し、その結果に基いて消費量を計算して、国内にどれくらい出回るかということがわかるのであります。従いまして、三十一年度における油の総需要量が幾らであつたかという問題が一つと、国内に大豆がどれくらい出回るか、それから蛋白と油脂資源、油と、とうふ、みそ、しょうゆ、そういうものの消費量を勘案いたしまして、その要素はいろいろございまして、はつきり数字は言えないのであります。ただ人口がふえるとか、あるいはその他の関係もございまして、それらの点を基礎として検討いたしておるわけでありまして。

○松原委員 関税免除の要求があらますので、これを許します。生田君。

○生田委員 ちょっとお聞きしたいのですが、昨年の末だと思ひますけれども、自由民主党の政調農林部会がこの問題を取り上げられて、そのときに農林当局の御意見を聞いたのによりまして、直ちに関税をかけたのは、何という理由は何もなかった。そして何か一つ二つの理由を言つたのは、たとえはとうふの値に影響するといったのですが、これも一つの理由です。そしてこれは、常に大豆が高くなつてとうふが上るのだが、今大豆が安くなつていくのにとつては下つていないじゃないか、こういうことで、この話はべちゃんこだった。それからもう一つ話のあったのは、外貨の割当をしてある。ところが十萬トンばかり三十一年度に入れる余地がある。それを押えたらどうなるかといつたら、それは、業者の方ですでに輸入の計画をしておるから、業者に損をさせるからいかにめといふこと、あとの十萬トンを押えるわけにはいかぬというお話でした。そうすると、価格の調整ができない、大豆は下つてくる、それにはお手あげで、どうにも仕方がないのだというふうな話でした。そこで農林部会では、もうこれ

年度の大豆生産の見通しと不足量の見通も持たないで、こういう関税の免除をやすることは、日本の農民の意思に反して、こういうものが出てくるはずはないと思ふ。政府の見解はあるはずだから、その点農林省の方から明確に見解を承わりたい。

○清井政府委員 たゞたびの御質問でございますが、ただいま明確に数字はきまらないうえ、ただやみくもということではございせん。これはむろん過去の実績が基礎になるのであります。三十一年度の油の総需要量を推定し、それに基いて大豆の消費量を算定いたし、国内の出回りを見て、そこで不足分を入れるということになつておるわけですね。全然けつたはずの数字にはならないのであります。ただいま検討中でありまして、その点については、まだ何も申し上げられないのであります。

○石野委員 これは予算審議上、またこの法律案を審議する上において非常に重大な点です。われわれは、検討中だということをここでたびたび聞いても仕方がないので、それでは早急に政府の資料をもらいたい。

○清井政府委員 その点につきましては、ただいま検討いたしておるのであります。御承知通り、昨年度の油の需要量を推定し、その結果に基いて消費量を計算して、国内にどれくらい出回るかということがわかるのであります。従いまして、三十一年度における油の総需要量が幾らであつたかという問題が一つと、国内に大豆がどれくらい出回るか、それから蛋白と油脂資源、油と、とうふ、みそ、しょうゆ、そういうものの消費量を勘案いたしまして、その要素はいろいろございまして、はつきり数字は言えないのであります。ただ人口がふえるとか、あるいはその他の関係もございまして、それらの点を基礎として検討いたしておるわけでありまして。

○松原委員 関税免除の要求があらますので、これを許します。生田君。

○生田委員 ちょっとお聞きしたいのですが、昨年の末だと思ひますけれども、自由民主党の政調農林部会がこの問題を取り上げられて、そのときに農林当局の御意見を聞いたのによりまして、直ちに関税をかけたのは、何という理由は何もなかった。そして何か一つ二つの理由を言つたのは、たとえはとうふの値に影響するといったのですが、これも一つの理由です。そしてこれは、常に大豆が高くなつてとうふが上るのだが、今大豆が安くなつていくのにとつては下つていないじゃないか、こういうことで、この話はべちゃんこだった。それからもう一つ話のあったのは、外貨の割当をしてある。ところが十萬トンばかり三十一年度に入れる余地がある。それを押えたらどうなるかといつたら、それは、業者の方ですでに輸入の計画をしておるから、業者に損をさせるからいかにめといふこと、あとの十萬トンを押えるわけにはいかぬというお話でした。そうすると、価格の調整ができない、大豆は下つてくる、それにはお手あげで、どうにも仕方がないのだというふうな話でした。そこで農林部会では、もうこれ

題が一つと、国内に大豆がどれくらい出回るか、それから蛋白と油脂資源、油と、とうふ、みそ、しょうゆ、そういうものの消費量を勘案いたしまして、その要素はいろいろございまして、はつきり数字は言えないのであります。ただ人口がふえるとか、あるいはその他の関係もございまして、それらの点を基礎として検討いたしておるわけでありまして。

○松原委員 関税免除の要求があらますので、これを許します。生田君。

○生田委員 ちょっとお聞きしたいのですが、昨年の末だと思ひますけれども、自由民主党の政調農林部会がこの問題を取り上げられて、そのときに農林当局の御意見を聞いたのによりまして、直ちに関税をかけたのは、何という理由は何もなかった。そして何か一つ二つの理由を言つたのは、たとえはとうふの値に影響するといったのですが、これも一つの理由です。そしてこれは、常に大豆が高くなつてとうふが上るのだが、今大豆が安くなつていくのにとつては下つていないじゃないか、こういうことで、この話はべちゃんこだった。それからもう一つ話のあったのは、外貨の割当をしてある。ところが十萬トンばかり三十一年度に入れる余地がある。それを押えたらどうなるかといつたら、それは、業者の方ですでに輸入の計画をしておるから、業者に損をさせるからいかにめといふこと、あとの十萬トンを押えるわけにはいかぬというお話でした。そうすると、価格の調整ができない、大豆は下つてくる、それにはお手あげで、どうにも仕方がないのだというふうな話でした。そこで農林部会では、もうこれ

○清井政府委員 たゞたびの御質問でございますが、ただいま明確に数字はきまらないうえ、ただやみくもということではございせん。これはむろん過去の実績が基礎になるのであります。三十一年度の油の総需要量を推定し、それに基いて大豆の消費量を算定いたし、国内の出回りを見て、そこで不足分を入れるということになつておるわけですね。全然けつたはずの数字にはならないのであります。ただいま検討中でありまして、その点については、まだ何も申し上げられないのであります。

○石野委員 これは予算審議上、またこの法律案を審議する上において非常に重大な点です。われわれは、検討中だということをここでたびたび聞いても仕方がないので、それでは早急に政府の資料をもらいたい。

○清井政府委員 その点につきましては、ただいま検討いたしておるのであります。御承知通り、昨年度の油の需要量を推定し、その結果に基いて消費量を計算して、国内にどれくらい出回るかということがわかるのであります。従いまして、三十一年度における油の総需要量が幾らであつたかという問題が一つと、国内に大豆がどれくらい出回るか、それから蛋白と油脂資源、油と、とうふ、みそ、しょうゆ、そういうものの消費量を勘案いたしまして、その要素はいろいろございまして、はつきり数字は言えないのであります。ただ人口がふえるとか、あるいはその他の関係もございまして、それらの点を基礎として検討いたしておるわけでありまして。

○松原委員 関税免除の要求があらますので、これを許します。生田君。

○生田委員 ちょっとお聞きしたいのですが、昨年の末だと思ひますけれども、自由民主党の政調農林部会がこの問題を取り上げられて、そのときに農林当局の御意見を聞いたのによりまして、直ちに関税をかけたのは、何という理由は何もなかった。そして何か一つ二つの理由を言つたのは、たとえはとうふの値に影響するといったのですが、これも一つの理由です。そしてこれは、常に大豆が高くなつてとうふが上るのだが、今大豆が安くなつていくのにとつては下つていないじゃないか、こういうことで、この話はべちゃんこだった。それからもう一つ話のあったのは、外貨の割当をしてある。ところが十萬トンばかり三十一年度に入れる余地がある。それを押えたらどうなるかといつたら、それは、業者の方ですでに輸入の計画をしておるから、業者に損をさせるからいかにめといふこと、あとの十萬トンを押えるわけにはいかぬというお話でした。そうすると、価格の調整ができない、大豆は下つてくる、それにはお手あげで、どうにも仕方がないのだというふうな話でした。そこで農林部会では、もうこれ

○清井政府委員 たゞたびの御質問でございますが、ただいま明確に数字はきまらないうえ、ただやみくもということではございせん。これはむろん過去の実績が基礎になるのであります。三十一年度の油の総需要量を推定し、それに基いて大豆の消費量を算定いたし、国内の出回りを見て、そこで不足分を入れるということになつておるわけですね。全然けつたはずの数字にはならないのであります。ただいま検討中でありまして、その点については、まだ何も申し上げられないのであります。

○石野委員 これは予算審議上、またこの法律案を審議する上において非常に重大な点です。われわれは、検討中だということをここでたびたび聞いても仕方がないので、それでは早急に政府の資料をもらいたい。

○清井政府委員 その点につきましては、ただいま検討いたしておるのであります。御承知通り、昨年度の油の需要量を推定し、その結果に基いて消費量を計算して、国内にどれくらい出回るかということがわかるのであります。従いまして、三十一年度における油の総需要量が幾らであつたかという問題が一つと、国内に大豆がどれくらい出回るか、それから蛋白と油脂資源、油と、とうふ、みそ、しょうゆ、そういうものの消費量を勘案いたしまして、その要素はいろいろございまして、はつきり数字は言えないのであります。ただ人口がふえるとか、あるいはその他の関係もございまして、それらの点を基礎として検討いたしておるわけでありまして。

○松原委員 関税免除の要求があらますので、これを許します。生田君。

○生田委員 ちょっとお聞きしたいのですが、昨年の末だと思ひますけれども、自由民主党の政調農林部会がこの問題を取り上げられて、そのときに農林当局の御意見を聞いたのによりまして、直ちに関税をかけたのは、何という理由は何もなかった。そして何か一つ二つの理由を言つたのは、たとえはとうふの値に影響するといったのですが、これも一つの理由です。そしてこれは、常に大豆が高くなつてとうふが上るのだが、今大豆が安くなつていくのにとつては下つていないじゃないか、こういうことで、この話はべちゃんこだった。それからもう一つ話のあったのは、外貨の割当をしてある。ところが十萬トンばかり三十一年度に入れる余地がある。それを押えたらどうなるかといつたら、それは、業者の方ですでに輸入の計画をしておるから、業者に損をさせるからいかにめといふこと、あとの十萬トンを押えるわけにはいかぬというお話でした。そうすると、価格の調整ができない、大豆は下つてくる、それにはお手あげで、どうにも仕方がないのだというふうな話でした。そこで農林部会では、もうこれ

ましようが、何といつても日本の農民は、特に開拓地農民はほとんど大豆作

せて考えていきたい、こう思っており

ので、一がいには申し上げかねます。

ように、あれも考える、これも考える。

によらなければならぬ状態です。し

ではだめだ、増産をはからなければな

ただいま申し上げました数字も、はっ

一体何をおやりになつておるのか。何

とも、それは昨年以来借金も払えない

と、またいろいろのデータが出て参り

ます。たとえ北海道の生産費はかな

の点をばっかりして、そうして増産計

大豆作を安定させるには、農林省が一応

ます。たとえ北海道の生産費はかな

決しないと思ふ。そういう問題に立

ば、今の二千五百円程度だつて、多少の

日本全体の状況から見て、この程度ま

てもいろいろの数字が出てくると思ひま

すが、それらを彼此勘案いたします

もつて免除しておつた一割の開税をか

で生産をさせよう、それは地方によつ

か。あなた方としては、これは開税を

と、やはり三千円程度の数字が出るの

ではないか、こういうふうに考えてお

とも、大体目標を立てて、その目標の

て一応二千八百円見当です。二千八百

ります。

後に増産態勢を保障しつつ、その間に

このくらいだ、その立場から開税を一

おりますか。ことをはつきり聞いてお

三千円というものを押さなければなら

において消費者価格のあれを保障して

割かけても、一割かけた程度では、お

のです。あなた方は、価格安定の基

ぬと思ふのです。それでなければ、日

くということが政府の取るべき方策だ

それら日本大豆作は育たないと思

と連関して、増産するにはどの程度の

を聞くと、輸入大豆が安くなる、開税

と思ふ。この点に今まで何ら触れてお

ら、開税をかけるやつだけではもう一

増産をさせようというのか。この具体

を聞くと、輸入大豆が安くなる、開税

と思ふ。この点に今まで何ら触れてお

延ばしてくれ、これでは話はわからぬ

的な目標がはつきり立たずに、輸入計

を聞くと、輸入大豆が安くなる、開税

と思ふ。この点に今まで何ら触れてお

ので、そういう点について、農林省は

画も何も立たぬはずで、来年度の大

えです。そうすれば、消費者の方が消費

者の方がと言ふが、それを待ってお

作がことしは幾らできるか、出し得る

れははつきりお聞きしたいのです。ど

たら日本大豆は消えてしまひます

が、どうでしょう。

かというのを、ここで資料を出して

か、この点ははつきり政府で計画して

るによつてはいろいろ違ひましようけ

れども、少くとも三千円というものは

説明してもらいたい。

いはずです。去年はあれだけの苦杯

れども、少くとも三千円というものは

が大豆を安心して生産できるように政

○大石(武)政府委員 お答えいたしま

す。先ほどから政府がいろいろと御答

れども、少くとも三千円というものは

が大豆を安心して生産できるように政

弁申し上げたことで大体尽きておると

思ひますけれども、もちろん価格を安

定させたいと念願してあります。

遠からずその方法を決定する決意で

思ひますけれども、もちろん価格を安

定させたいと念願してあります。

遠からずその方法を決定する決意で

遠からずその方法を決定する決意で

定させることは非常に大事でありま

す。その点私ども十分に考えており

ます。この点については、もちろん

法がございます。開税をかけることも

ます。これにつきましても、もちろん

法がございます。開税をかけることも

法がございます。開税をかけることも

法がございます。開税をかけることも

開税を取ることも一つの方法でありま

すが、そのほかにもいろいろと方策は

あるはずであります。これは皆さんも

十分にご研究のことと思つておりま

す。しかし、なお大豆は価格だけでは

だめでありまして、価格を安定させる

ことが最も重要でありますと同時に、

増産をはかることも一つの重要な方策

であります。われわれはこの点もあわ

ておると思つております。

の、一がいには申し上げかねます。

ように、あれも考える、これも考える。

○久保田(豊)委員 なるほど価格だけ

ではだめだ、増産をはからなければな

ただいま申し上げました数字も、はっ

一体何をおやりになつておるのか。何

と、またいろいろのデータが出て参り

ます。たとえ北海道の生産費はかな

の点をばっかりして、そうして増産計

決しないと思ふ。そういう問題に立

ば、今の二千五百円程度だつて、多少の

値上りはあるかもしれないけれども、

さしあたりまず今までの法律で特例で

もつて免除しておつた一割の開税をか

けるのは当然です。それだけでは不十

分だと思ふ。これをまず第一にやつて、

後に増産態勢を保障しつつ、その間に

において消費者価格のあれを保障して

くということが政府の取るべき方策だ

と思ふ。この点に今まで何ら触れてお

らないので、非常に議論になると思

この点のはつきりした態度があなた方

でもつてきまらなければ、大臣にお

で願つて、この点をばつきりきめて

もらふことが一番根本だと思ひます

が、どうでしょう。

○大石(武)政府委員 久保田委員の仰

せの通り、われわれも何とかして農民

が大豆を安心して生産できるように政

策を決定したいと念願してあります。

遠からずその方法を決定する決意で

ございます。ただそれにはいろいろな方

法がございます。開税をかけることも

一つの方法でございます。開税をかけることも

一つの方法でございます。開税をかけることも

一つの方法でございます。開税をかけることも

一つの方法でございます。開税をかけることも

一つの方法でございます。開税をかけることも

にもいろいろな方法があることは、私

から申し上げなくてもおわかりのこと

と存じます。そういうことを目下検討

いたしております。そして農民が安

心して生産していくことができるよう

に持っていこう、こういう決意でござ

います。

○松原委員 先ほどの芳賀委員の御

要望に対しましては、後刻両委員長協

議の上取扱を決定いたしたいと思ひま

すので御了承を願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

昭和三十一年三月一日印刷

昭和三十一年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局